

就労選択支援とは

就労選択支援とは

就労選択支援は、令和7年10月1日より施行されます。

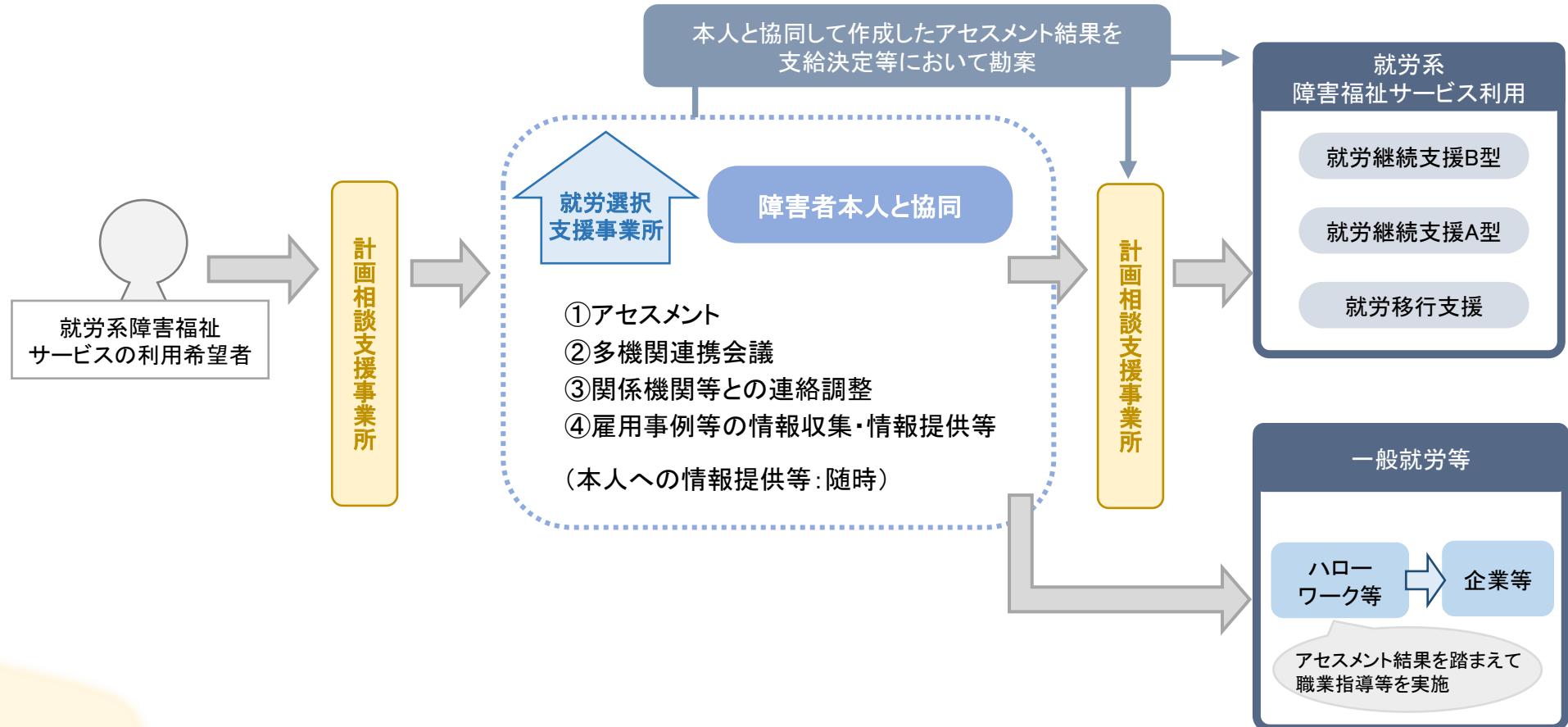
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五条の第13項

この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。



支給決定について

対象者について

対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者、及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者です。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用(※)	希望に応じて利用
	<ul style="list-style-type: none">50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 (標準利用期間を超えて更新を希望する者)

(※) ただし、以下の場合は就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経て就労継続支援B型の利用が認められます。



- 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合



- 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

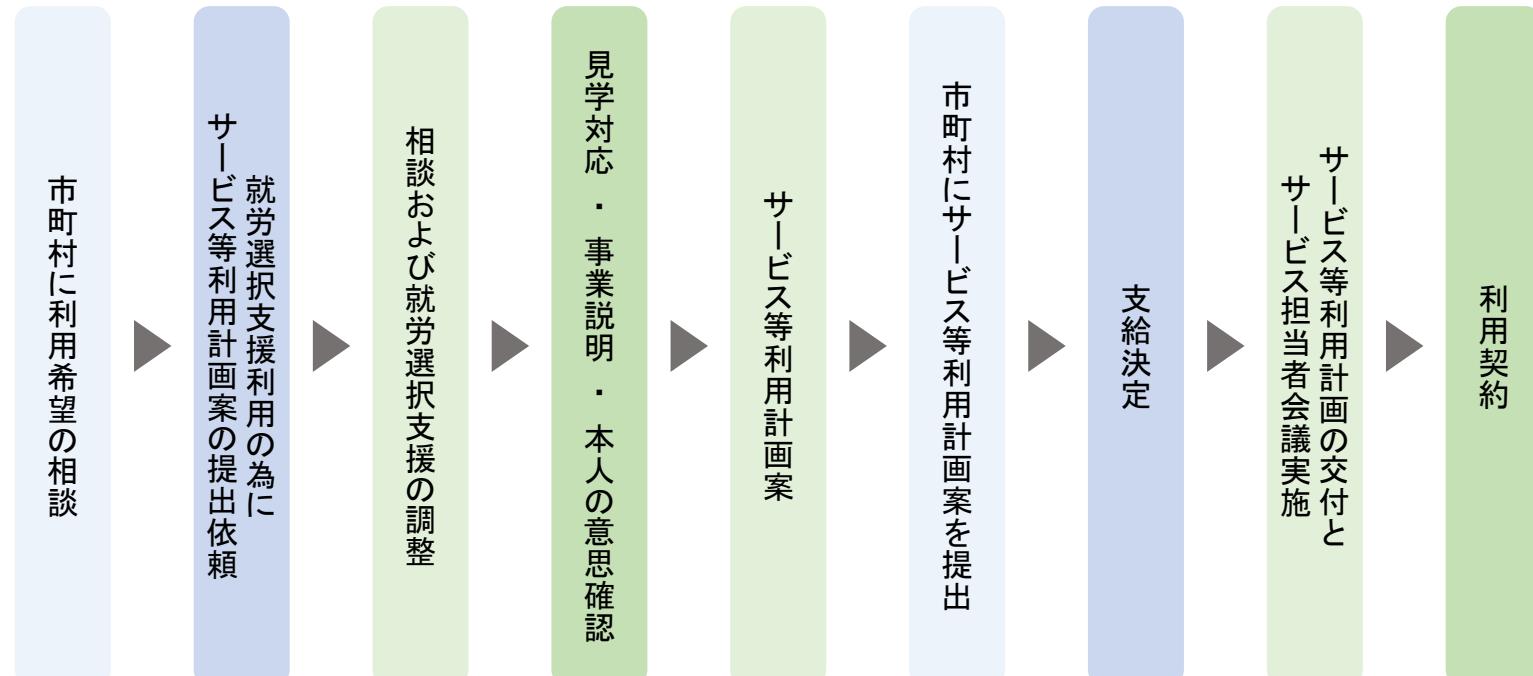
参考資料

- 厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正 令和7年6月 p.26
- 厚生労働省 就労選択支援の実施について pp.2~3
- 厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5

サービス利用の流れ

サービス利用までの流れ

サービスの利用開始に向けた手続きの流れ



利用者

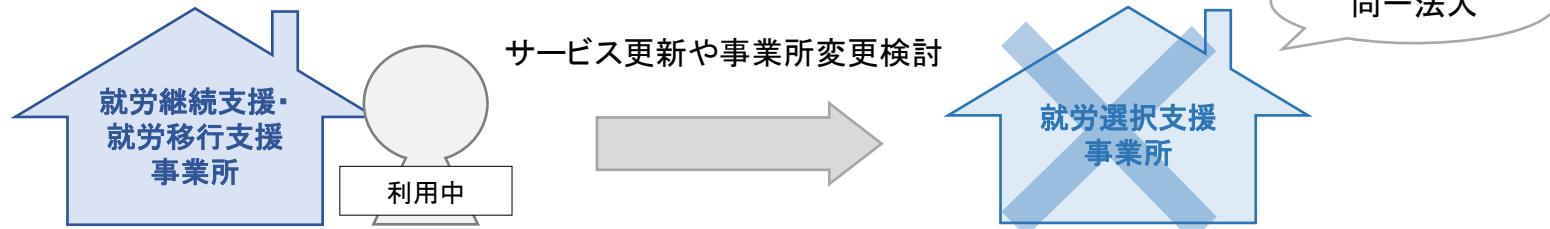
市町村

計画相談支援事業所

就労選択支援事業所

同一法人事業所の利用について

就労継続支援や就労移行支援の利用者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、原則当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できません。

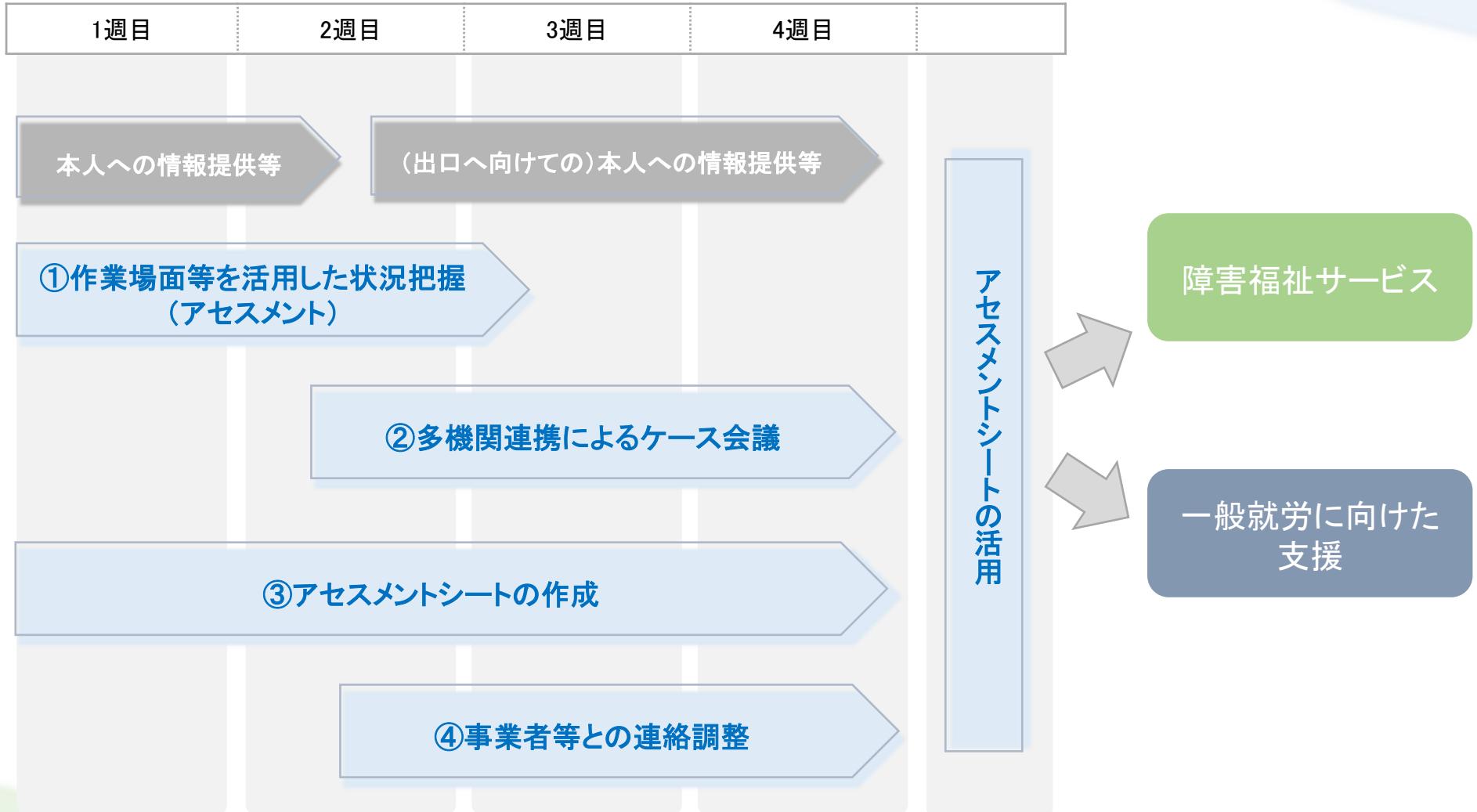


近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用ができます。

参考資料

- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発第1031001号)【新旧対照表】最終改正 令和7年3月31日 p.254
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.11

1月のサービスの流れ



① 作業場面等を活用した状況把握 (アセスメント)について

アセスメントは、個々の障害のある方のニーズに応じた働き方を検討することや個々人の能力を最大限発揮するための環境を把握するために実施します。
アセスメントの実施内容は下記の通りです。

面談

模擬的就労場面

標準化検査

職務分析

ワークサンプル

職場実習

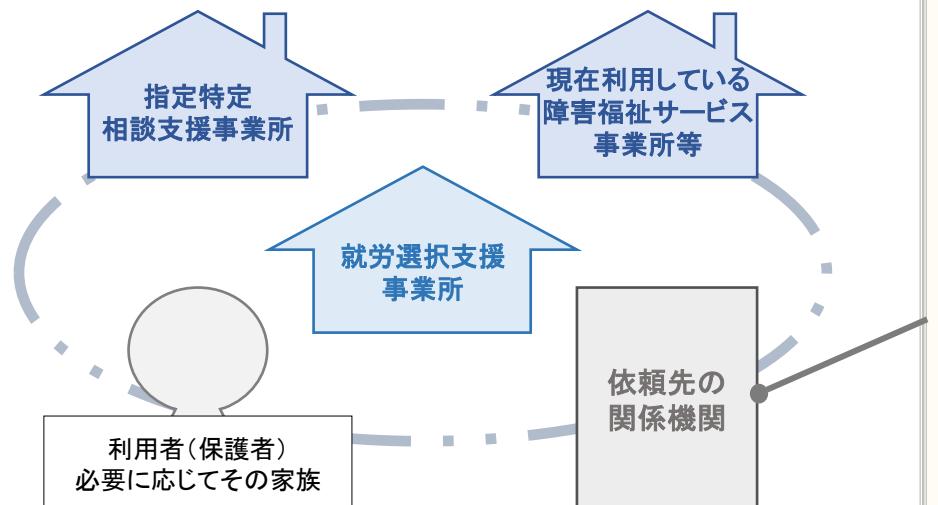
参考資料

- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル pp.24~25
- ・厚生労働省 就労系障害福祉サービスにおける職業的アセスメントハンドブック p.11

② 多機関連携によるケース会議

多機関連携によるケース会議は、本人や家族、地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、就労選択支援利用後の適切な支援につなげていくための会議です。なお、ケース会議は本人の利用状況等に合わせて随時開催します。

ケース会議の構成機関



就労支援

- ・ハローワーク ・障害者就業・生活支援センター
- ・地域障害者職業センター ・障害者職業能力開発校
- ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型・B型事業所
- ・就労定着支援事業所 ・企業 等

地域生活

- ・福祉事務所 ・指定特定相談支援事業所
- ・医療機関 ・訪問看護ステーション ・社会福祉協議会
- ・グループホーム ・ヘルパーステーション
- ・地域若者サポートステーション
- ・生活困窮者自立支援事業 ・児童相談所 等

行政・学校

- ・市町村 ・特別支援学校
- ・高等学校 ・大学 ・専門学校 等



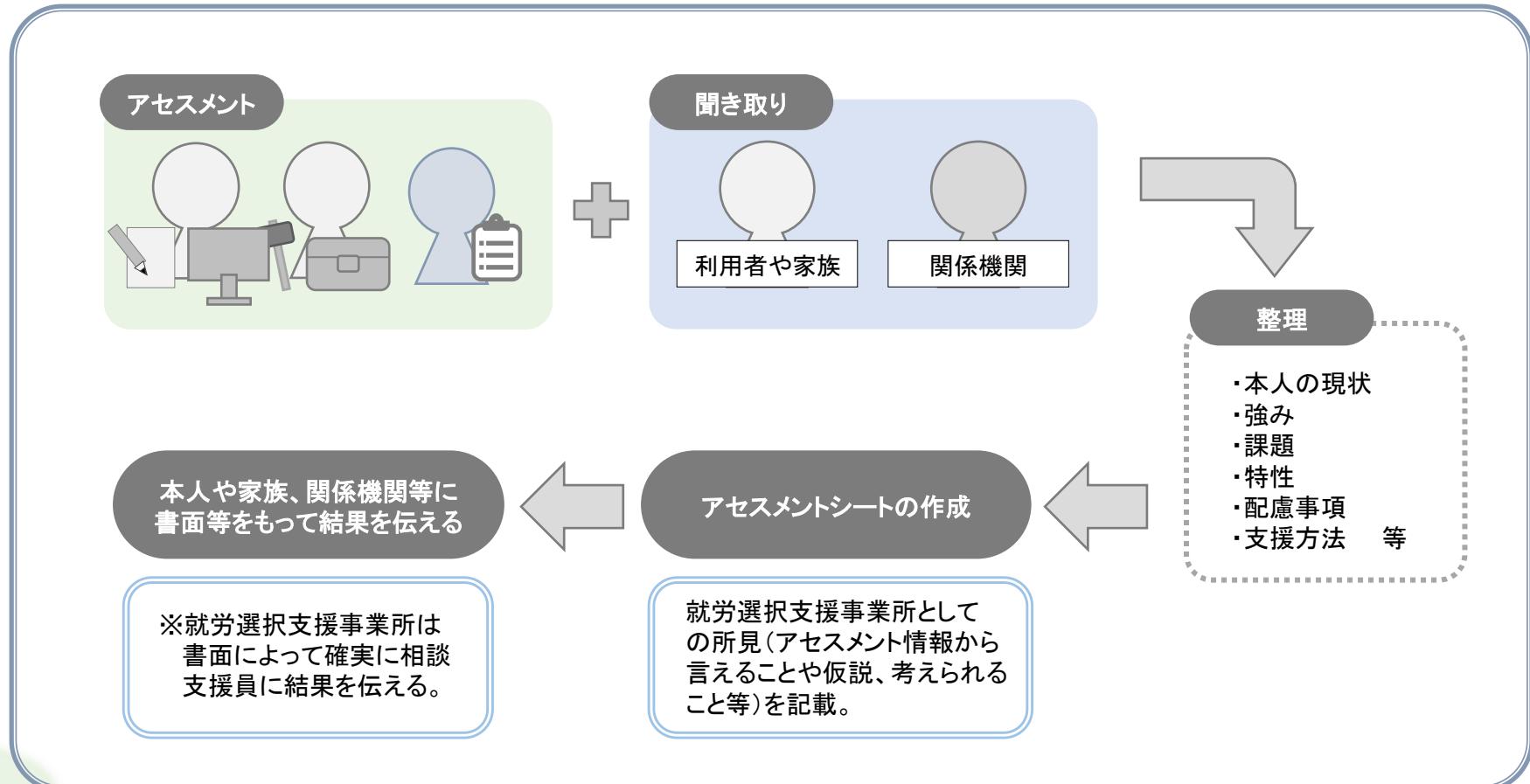
会議には本人の参加が必須です。
対面での実施が難しい場合等はテレビ電話装置等を活用した支援も可能です。

参考資料

- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル pp.26~27
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について pp.7~8
- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年12月6日 障発第1206001号)【新旧対照表】最終改正令和7年3月31日 p.177

③ アセスメントシートの作成

アセスメントシートは作業場面等による状況把握(アセスメント)や本人、家族、関係機関等からの聞き取り、その他本人に関する情報等を総合的にまとめ、本人の希望する就労支援を検討する際に活用します。



④ 事業者等との連絡調整

就労選択支援事業所は、アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて障害福祉サービス事業、指定特定相談支援事業、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との適切な支援の提供のために必要な連絡調整を行います。

1. 準備

地域の社会資源等を把握し、地域をアセスメントすることが必要。

事業者等にスムーズにつなぐために、関係機関とのつながりも必要。

主な事業者等

- ・指定特定相談支援事業所
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・地域障害者職業センター
- ・公共職業安定所
(ハローワーク)
- ・企業等

2. 情報を伝える

次につなげる事業者等に、アセスメント結果等の情報を伝える。

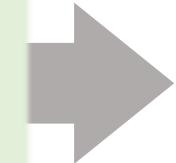
情報を伝える際は、就労選択支援事業所の評価結果だけではなく、今後継続的に関わる事業者等の立場になって、事業者等が具体的な支援方法を検討する際に参考になる情報について説明できることが望ましい。

3. 継続的に状況を把握

サービス利用終了後も、本人がどのような状況になっているか、関係機関とも連携して、また、自身の支援を振り返ったり、地域の事業者等を知ることが大切。

指定基準

「協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない」



他サービスとの関係

就労継続支援B型

就労継続支援B型のアセスメントについて

以下のいずれかに該当する場合、[アセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能](#)です。

就労経験がある者であって、
年齢や体力の面で一般企業に
雇用されることが困難となった者

50歳に達している者

障害基礎年金1級受給者

※ 就労経験には
就労継続支援A型も含まれます



いずれにも該当しない場合は就労継続支援B型を決定する前に
アセスメントが必要です。

参考資料

- ・厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 最終改正 令和7年6月 pp.28~29
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5
- ・厚生労働省 就労継続支援B型に係る報酬・基準について『論点等』令和5年10月11日 p.1
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.2

就労継続支援B型の利用にあたって

■令和7年9月まで



- ・50歳に達している者
- ・障害基礎年金1級受給者
- ・就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者



就労継続支援B型の利用希望者(※以外)

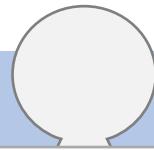
就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、
就労面に係る課題等の把握を行う

■令和7年10月から



就労継続支援B型の利用希望者(※以外)

原則は、就労選択支援事業所によるアセスメント
により、就労面に係る課題等の把握を行う



就労継続支援B型の利用希望者(※)

既に利用しており支給決定の更新の意向がある者

希望に応じて、就労選択支援事業所を利用

参考資料

- ・厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正 令和7年6月 pp.28~29
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について pp.2~3
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5

特別支援学校等の在学者について

特別支援学校等の在学者も就労選択支援の利用が可能です。

例えば特別支援学校を卒業後に就労継続支援B型を利用する場合、在学中に就労選択支援の利用ができます。

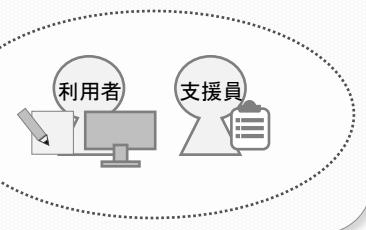
- 特別支援学校高等部の各学年で実施可能
- 職場実習のタイミングでの実施可能

- 在学中に複数回実施可能

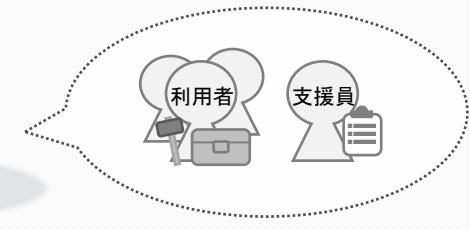
【参考①】就労選択支援のアセスメントにおける作業観察

以下のような方法で実施が可能です。

- ・就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する



- ・校内実習等の場面に就労選択支援事業者が出席して、作業を観察する



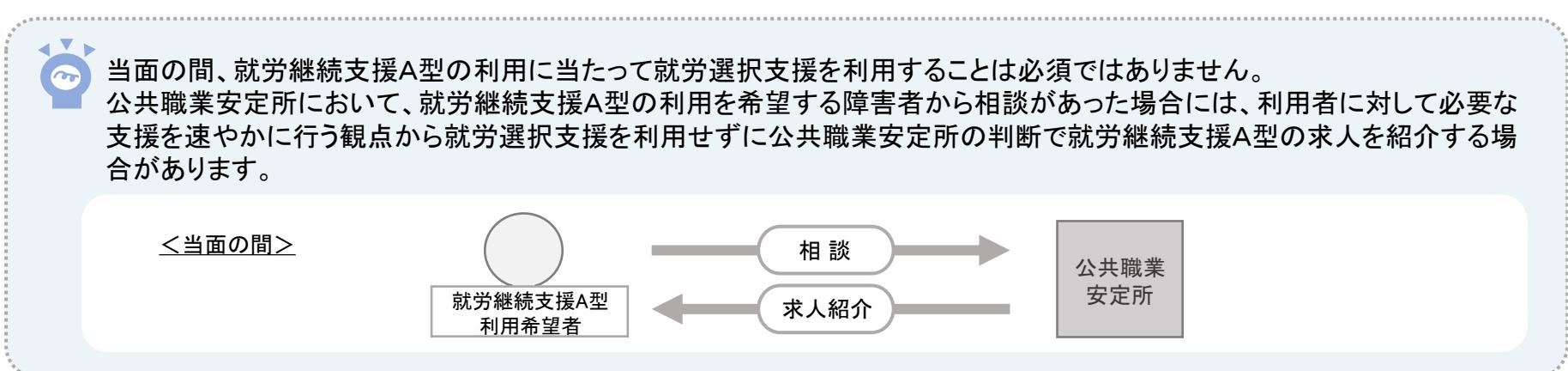
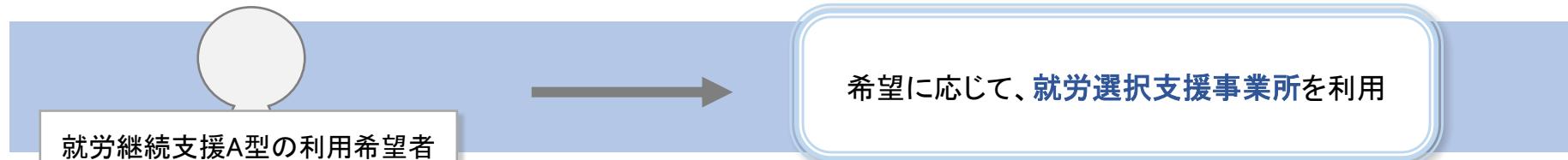
就労選択支援を受けるために登校できない日の出欠の扱いについては、
校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が
出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することができます。

就労継続支援A型

就労継続支援A型の利用にあたって

～就労継続支援A型の利用希望者～

■令和7年10月から



■令和9年4月から



参考資料

- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.3
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5
- ・厚生労働省 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
【新旧対照表】p.8

就労移行支援

就労移行支援の標準利用期間について

就労移行支援は、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

また1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で1年ごとに支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間(原則1回)の更新が可能です。

～令和9年3月まで

標準利用期間 2年間

市町村審査会の個別審査を経て、
必要性が認められた場合

+ 最大1年間の更新

令和9年4月以降

標準利用期間 2年間

就労選択支援による
アセスメント

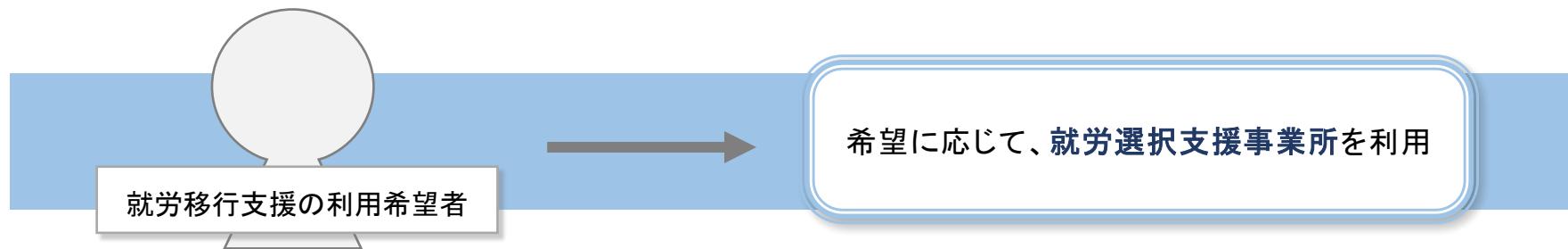
参考資料

- ・厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 最終改正 令和7年6月 p.107
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.2

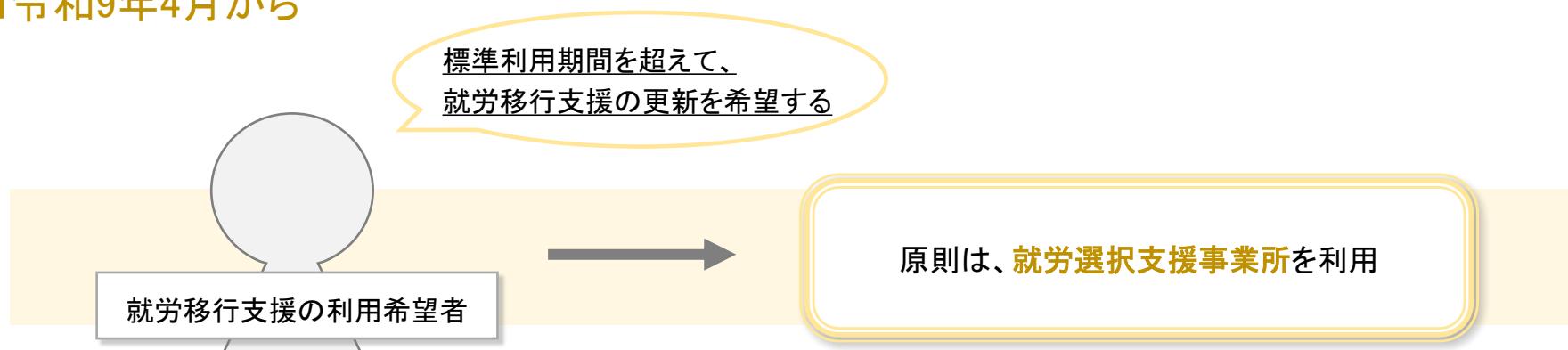
就労移行支援の利用にあたって

～就労移行支援の利用希望者～

■令和7年10月から



■令和9年4月から

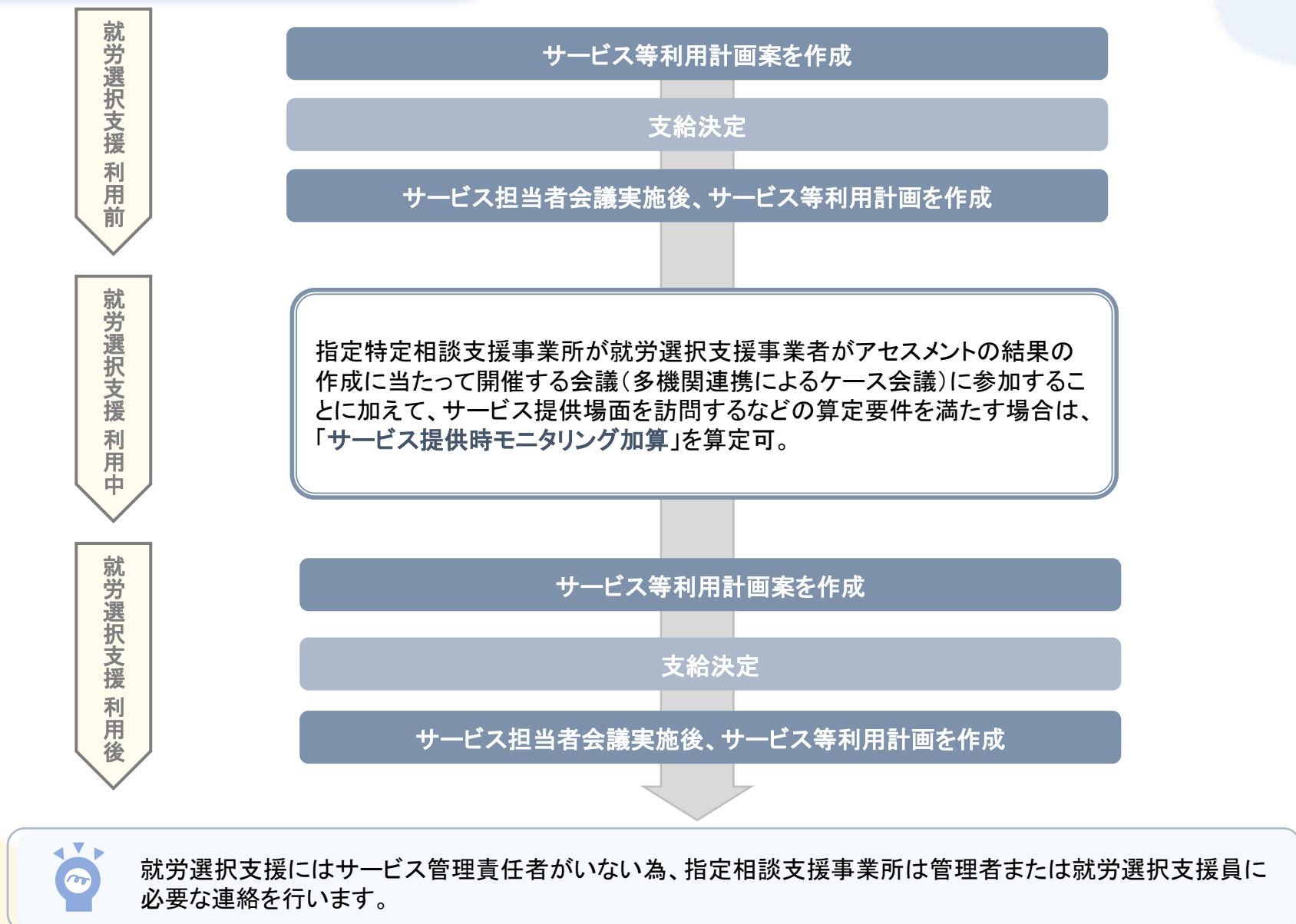


参考資料

- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.2
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.5

計画相談支援

就労選択支援と計画相談支援との関係



就労選択支援にはサービス管理責任者がいない為、指定相談支援事業所は管理者または就労選択支援員に必要な連絡を行います。

セルフプラン・ケアプラン

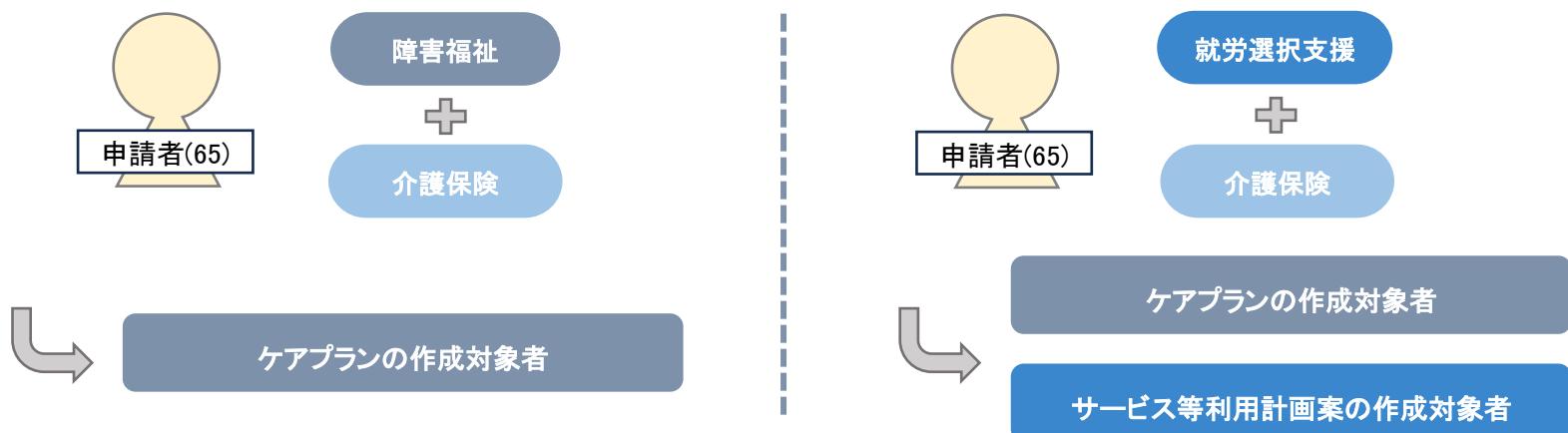
セルフプラン

就労選択支援事業者は市町村等と積極的な連携を行いながら、必要に応じて、依頼元の関係機関や、他の就労支援機関等とも連携し、情報共有を行います。

ケアプラン

申請者が介護保険制度のサービスを利用する場合、原則居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となります。

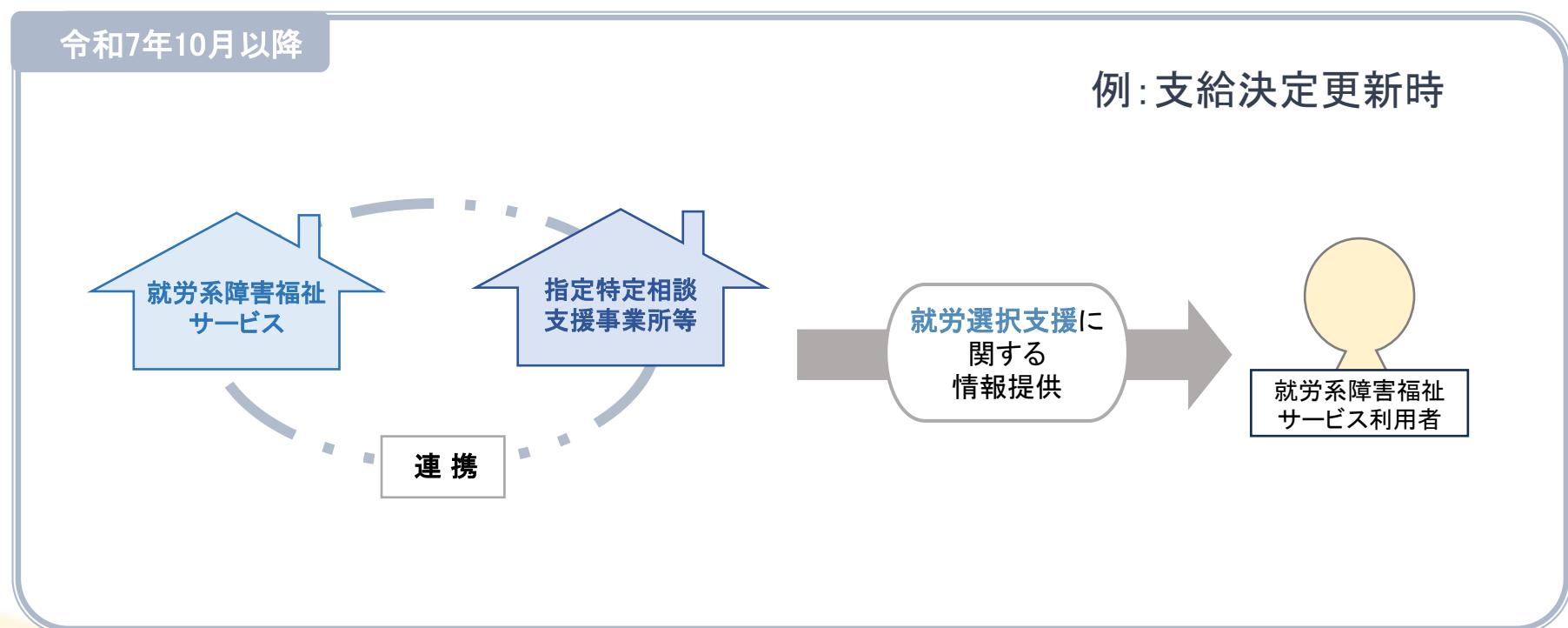
ただし、就労選択支援等の障害福祉サービス固有のサービスの利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には計画相談支援を利用することが可能です。



参考資料

- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.14
- ・厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 最終改正 令和7年6月 p.135

就労系障害福祉サービスを利用する中で、利用者本人の就労に関する意向や知識、能力等に変化が見られる場合があり、客観的なアセスメントを受けることが利用者本人にとって就労に向けて効果的である場合があることから、令和7年10月以降は、計画相談支援を行う者等と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行います。



参考資料

- ・厚生労働省 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第 0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
【新旧対照表】pp.4~5.9~10,12
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.13

報酬について

基本報酬について

サービスを提供した場合、**1日につき1,210単位**を算定します。

指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、就労選択支援の基本報酬は算定できません。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合は、実施できたところで基本報酬を算定して差し支えありません。

指定基準第173条の7

アセスメント 等



指定基準第173条の8第1項

アセスメント結果の
関係機関との連絡調整

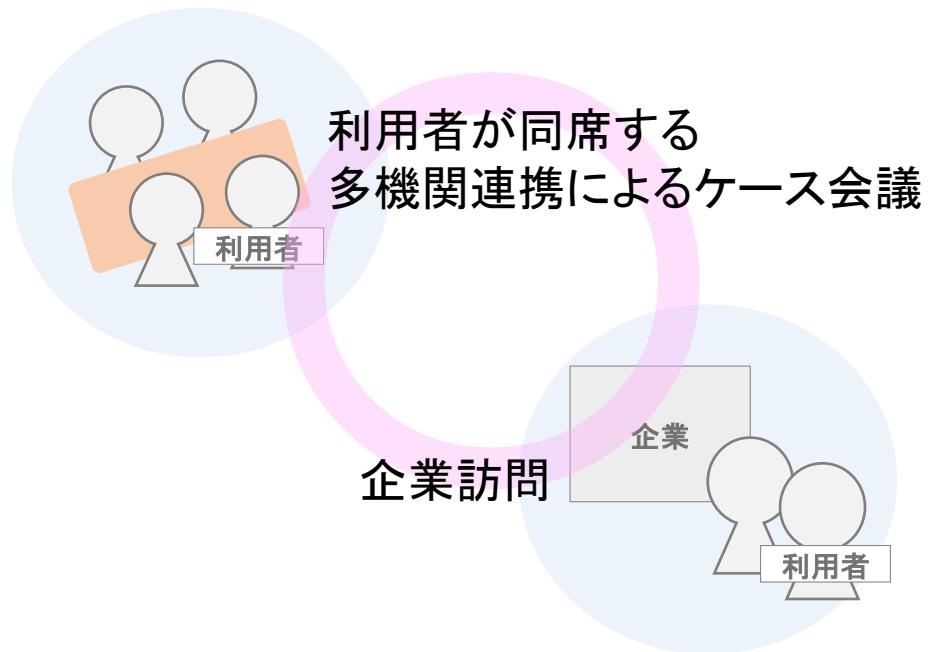
障害者就業・生活支援センター、
公共職業安定所
その他の関係機関

参考資料

- ・平成18年 厚生労働省告示第523号 別表第11の2の1
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について pp.5～7
- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発第1031001号)【新旧対照表】最終改正令和7年3月31日 p.254
- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日 障発第1206001号)【新旧対照表】最終改正令和7年3月31日 pp.177～179

基本報酬について

利用者に対して、直接支援を行った場合に報酬算定の対象となります。



関係機関との連絡調整等のみ



利用者の参加を伴わない場合は算定対象としません。

参考資料

- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発第1031001号)【新旧対照表】最終改正令和7年3月31日 p.254
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について p.7
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.20

他サービスの同日利用について

支給量の決定

日中活動サービス等の支給量は

原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)が上限です。

日中活動サービス等…生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、**就労選択支援**

複数の日中活動サービス等を組み合わせて利用する場合は、

複数サービス合わせた支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があります。



ただし、

同一日に就労選択支援と他の日中活動サービス等を利用した場合の支給量は1日とします。

他サービスの同日算定について



放課後等デイサービス

障害児入所支援



日中活動サービス

生活介護

機能訓練

生活訓練

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

参考資料

- ・厚生労働省 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 最終改正令和7年6月 pp.78~79
- ・厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル p.48
- ・厚生労働省 就労選択支援の実施について pp.10~11

本日はご参加頂きありがとうございました。